

令和８年 鰯ヶ沢町農業委員会 第３回定例総会会議録

令和８年３月１０日（火）午前１０時００分開議
鰯ヶ沢町役場 ２階委員会室

- １． 開 会
- ２． 会期の決定
- ３． 会議録署名者の指名及び書記の任命
- ４． 諸般の報告
- ５． 議案の上程
- ６． 議案の審議（許可・承認）
- ７． 閉 会
- ８． その他

◎出席委員 11名

2番 花田 清美	10番 佐藤 松子
3番 一戸 悦雄	11番 木村 暢子
5番 大谷 大輝	12番 三上 三樹
6番 木村 優仁	13番 工藤 清
7番 今 仁司	14番 木村 賢一
9番 野呂 奈穂子	

◎欠席委員 1番 神 文人 4番 長谷川 貴輝
8番 神 秀穂

事務局	1. 開会 ただ今より令和8年第3回定例総会を開会致します。 はじめに、木村会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は木村会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中14名でございます。 よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	議場 「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の大谷大輝委員、10番の佐藤松子委員をお願いします。 書記については事務局職員をお願いします。

議長	4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。
事務局	報告第1号 令和8年2月16日 農業委員会事務局長会議 場 所：青森県観光物産館アスパム 出席者：齋藤（事務局） 報告第2号 令和8年2月24日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：鯨ヶ沢町大字北浮田町字新沢地内、南浮田町字外馬屋前田地内、 字東田臼ヶ久保地内、中村町字上清水崎地内、字下清水崎地内、 字下山ノ井地内、字中山ノ井地内、舞戸町字蒲生地内、 字上富田地内、 出席者：神（文）委員、花田委員、佐藤推進委員 事務局：工藤、齋藤 報告第3号 令和8年2月24日 非農地認定に対する調査会 場 所：大字舞戸町字久富地内 出席者：神（文）委員、花田委員、佐藤推進委員 事務局：工藤、齋藤 報告第4号 令和8年2月24日、25日 青森県農業委員会会長会議・研修会 場 所：青森市（浅虫さくら観光ホテル） 出席者：木村会長 それでは報告第3号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。 非農地踏査についてであります。 農外農地は現在舞戸小学校が建設されています。 平成20年度以前は市町村が行う公共転用（学校、病院、社会福祉施設。庁舎） の敷地は転用不用でしたが、平成21年度の農地転用規制の厳格化で転用が必要 になりました。 今回、舞戸小学校の改築に伴い、教育みらい課より学校用地に転用したいとの申 し出により非農地判断を実施し、2月24日に神文人委員、花田清委員、佐藤亨 推進委員と事務局により、航空写真で現地調査を実施し、非農地と判断しており ます。 以上です。
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。

	議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第 11 号 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成について 議案第 12 号 「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について 以上 3 議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案の審議に入ります。 議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。 なお、番号 33 番・34 番・35 番・36 番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する工藤 清委員の一時退席をお願いします。
議場	(工藤清委員退席)
議長	議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号 33 番・34 番・35 番・36 番、について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、番号 33 番から説明いたします。 11 頁をお開き下さい。 番号 33 番 新規 農地の所在 大字種里町字大柳 11 番 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 5,669㎡ 貸付人と借受人は記載のとおりです。 10a 当たり 1 俵で法定相続人と契約 (10 年) 番号 34 番 新規 農地の所在 大字種里町字大津 173 番 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 6,166㎡ 貸付人と借受人は記載のとおりです。 10a 当たり 1 俵で法定相続人と契約 (10 年) 番号 35 番 新規 農地の所在 大字種里町字大津 133 番 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 2,381㎡

事務局

貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当たり 1 俵で法定相続人と契約（10 年）

番号 36 番
農地の所在 大字小森町字高根山 96 番
地 目 登記簿、現況ともに田
面 積 745 m²
外 2 筆で合計面積 8,223 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
使用貸借で契約（10 年）

議長

それでは、番号 33 番・34 番・35 番・36 番、について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

「異議なし」

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第 10 号、番号 33 番・34 番・35 番・36 番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第 10 号、番号 33 番・34 番・35 番・36 番について、原案のとおり許可することに決定いたします。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場

（工藤清委員着席）

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、5 ページをお開き下さい。

番号 23 番
農地の所在 大字北浮田町字新沢 2 番
地 目 登記簿、現況ともに畑
面 積 3,947 m²
外 1 筆（田）6 筆（畑）で合計面積 34,404 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
贈与による所有権移転

番号 24 番
農地の所在 大字中村町字上清水崎 184 番 1
地 目 登記簿、現況ともに畑
面 積 1,092 m²
外 5 筆（田）3 筆（畑）で合計面積 13,181 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
売買による所有権移転

それでは議案第10号23番から24番の説明に入ります。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号23番については野菜を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、2月24日に神文人委員、花田清美委員、佐藤亨推進委員と事務局が航空写真で、周辺の利用状況を確認しました。

番号24番については水稻を作付けしており、所有権移転後においても同様の作付けを行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、2月24日に神文人委員、花田清美委員、佐藤亨推進委員と事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

番号25番

新規

農地の所在 大字赤石町字中坪78番1

地目 登記簿、現況ともに田

面積 112

外5筆で合計面積10,304㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵で契約（5年）

番号26番

新規

農地の所在 大字赤石町字中坪55番

地目 登記簿、現況ともに田

面積 2,419㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵で契約（10年）

番号27番

新規

農地の所在 大字南金沢町字唐松4番

地目 登記簿、現況ともに田

面積 1,939㎡

外7筆で合計面積10,157㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵で契約（10年）

番号28番

新規

農地の所在 大字南金沢町字平塚219番

地目 登記簿、現況ともに田

面積 1,805㎡

外1筆で合計面積3,463㎡

事務局

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 1 俵で契約 (10 年)

番号 29 番

新規

農地の所在 大字南金沢町字平塚 218 番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 1,314 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 1 俵で契約 (10 年)

番号 30 番

新規

農地の所在 大字南金沢町字平塚 165 番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 658 m²

外 1 筆で合計面積 2,044 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 1 俵で法定相続人と契約 (10 年)

番号 31 番

新規

農地の所在 大字南金沢町字平塚 213 番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 917 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 1 俵で法定相続人と契約 (10 年)

事務局

番号 32 番

新規

農地の所在 大字種里町字 107 番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 2,414 m²

外 3 筆で合計面積 5,664 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 1 俵で法定相続人と契約 (10 年)

番号 37 番

農地の所在 大字長平町字谷口 82 番 37

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 2,230 m²

外 2 筆で合計面積 9,992 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当り 10,000 円で契約

番号 38 番

農地の所在 大字建石町字大平 59 番 2

地 目 登記簿 (畑)、現況 (樹園地)

面 積 2,448 m²

外 3 筆で合計面積 57,676 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。
使用貸借で契約（１０年）

番号４番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第３号番号４番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので議案第３号、番号４番について、原案のとおり許可することに決定いたします。

退席していた委員の着席をお願いします。
これで議長代理を終了させていただきます。

（議長交代）・（会長着席）

続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

議長

それでは、番号１から説明いたします。
２０ページをお開き下さい。

境谷推進委員

番号１
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦荻町字上菖蒲沢９６番１
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 ３，４５３㎡
外１筆で合計面積は１０，４４４㎡です。
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
あおもり農業支援センター
利用目的 畑
期 間 ５年
賃借料 １０ａ当り３，０００円で契約しております。

番号２
農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字谷口２０７番１
地 目 登記簿 牧場
現 況 畑
面 積 ８，９３３㎡
外１筆で合計面積は９，４６８㎡です。
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
あおもり農業支援センター
利用目的 畑

	期 間 5 年 賃借料 10 a 当り 3, 000 円で契約しております。
議場	番号 3 農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 6 3 番 5 地 目 登記簿 田 現 況 田 面 積 3, 635 m² 外 3 筆で合計面積は 7, 140 m²です。
議長	再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
議長	あおり農業支援センター 利用目的 畑
議場	期 間 10 年 賃借料 10 a 当り 3, 000 円で契約しております。
議長	番号 5 農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 9 番 1 7 地 目 登記簿 田 現 況 田
議場	面 積 1, 917 m² 外 3 筆で合計面積は 5, 667 m²です。
議長	再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
事務局	あおり農業支援センター 利用目的 田
事務局	期 間 10 年 賃借料 10 a 当り 10, 000 円で契約しております。
	それでは議案第 3 号について審議に入ります。 議案第 3 号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
	〔「異議なし」という声あり〕
	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第 3 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして議案第 4 号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について事務局に説明を求めます。
木村暢子委員	22 ページをお開き下さい。 議案第 4 号について説明いたします。

議長	議案第４号、贈与税の徴収猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営を引き続き行っていることの証明）について説明いたします。 贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定並びに地方税法附則 第１２条第１項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求められていますので承認をお願いするものであります。一覧の受贈者については、いずれも農業経営を行っておりますので了承をお願いいたします。 それでは議案第４号について審議に入ります。 議案第４号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。 〔「異議なし」という声あり〕 異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第４号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 議長
議長 議長 議長	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。 みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和８年第１回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
議長 (神職務代理) 事務局	8. その他 ・ 次回の総会は２月１０日（火）午前１０時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。 議長 事務局 会 長 木 村 賢 一 会議録署名者 花 田 清 美

〃

神 秀 穂

議長
(神職務代理)

議場

議長
(神職務代理)

議場

議長
(神職務代理)

議場

議長

事務局

事務局

議長

議場

議長

議場

議長

事務局

議長

議場

議長

議場

議長

議長

事務局